

# 議第120号 呉市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

地域防災力を確保するため、平日の日中における災害活動並びに大規模災害時における災害防御及び災害警戒活動を行う機能別団員の定年を延長するものです。

## 2 改正理由

現在、機能別団員の実員数は25人であり、定数100人との乖離<sup>かい</sup>が生じ、平日の日中における消防団活動に対応できる団員及び大規模災害発生時の要員を確保し、地域防災力の充実を図るという運用開始当初の目的を十分に果たすことができない状況です。

また、全国的に人口減少や高齢化による社会情勢の変化に伴い、消防団員数の減少が問題となっている中、呉市においても消防団員の確保を重要課題の一つとして、団員募集活動を行ってきましたが、団員数は減少の一途をたどっています。

このような状況から、現役の団員から「70歳を過ぎても消防団で活動を続けたい」という声が上がり、複数の分団長からも機能別団員の定年延長を求める要望があったことを受け、全分団長に対して定年延長に関する調査を実施したところ、過半数が機能別団員の定年延長を希望し、その多くが75歳までの延長を求めていました。

この結果を受け、呉市消防団の重要施策を審議する本部会議で、機能別団員の定年を75歳に延長する方針が決定されたため、機能別団員の定年を延長するものです。

※機能別団員とは、恒常的な活動を行う基本団員とは異なり、それぞれの能力や事情に応じて特定の活動・役割にのみ参加する、活動内容を限定した消防団員です。

## 3 改正内容

現行では、機能別団員を含む消防団員の定年を年齢70歳としていますが、基本団員の定年を年齢70歳、機能別団員の定年を年齢75歳とします。

## 4 施行期日

令和8年4月1日